

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0654)
処分担当名	同上
処分の名称	指定小児慢性特定疾病指定医の指定
概 要	児童福祉法施行規則の規定に基づき、医師から申請があったものについて、指定小児慢性特定疾病指定医の指定を行います。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法施行規則第7条の10から第7条の17 大阪市小児慢性特定疾病指定医の指定に係る事務取扱要領（大阪市保健所管理課に設置）
審査基準	診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有する医師であって、次のいずれかに該当し、かつ、指定医の職務（小児慢性特定疾病（児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病をいう。）の患者が小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の状態が小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度（平成26年厚生労働省告示第475号）であることを証明する医療意見書の作成）を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる者。 ①厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること。 ②都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が行う研修（小児慢性特定疾病の診断又は治療に関する一般的知識及び専門的知識を習得するためのもの。）を修了していること。
標準処理期間	30日程度
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所管理課
提出時期	随時
提出方法	指定小児慢性特定疾病指定医認定申請書を作成のうえ、大阪市保健所管理課へ提出してください。 （様式は、大阪市ホームページからダウンロードしていただけます。）
手数料	なし
相談窓口	大阪市保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000286839.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000336373.html
備 考	